

大阪市告示第702号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月23日

大阪市長 横山英幸

1 事案その1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年1月27日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年2月20日午後9時30分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	小笠 大地 大阪府茨木市上中条

2 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年2月8日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月17日午後6時47分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	---

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	湯川 泰成 広島県庄原市西本町
--	--------------------

3 事案その3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年3月2日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月13日午後8時11分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	小笠 大地 大阪府茨木市上中条

4 事案その4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年3月22日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年4月5日午後7時23分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	---

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	石川 幹大 奈良県奈良市菅原町
--	--------------------

5 事案その5

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年2月8日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年4月5日午後6時35分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目10番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	中村 圭佑 兵庫県尼崎市稲葉荘

（市民局区政支援室地域安全担当）